

特別課題研究事業に関する運用内規

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2025年 12月 20日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の研究推進事業に関する規程に基づき、この運用内規を定める。

第2条 本会は、業務執行理事会が決定した研究課題について、あるいは、会員から申し出があったテーマを研究推進事業委員会が審議の上、業務執行理事会に提案し決定した研究課題について、研究者候補を本会学会誌等で公募する。

2 業務執行理事会において必要と認められた研究課題については、年度途中であってもその課題が公表され、業務執行理事会が決定した方法により研究者候補を募る。

3 業務執行理事会が必要であると認めたときは、業務執行理事会の指定する者を研究者候補とすることができる。

第3条 特別課題研究事業（以下「本事業」という。）への応募資格を有するものは、本会正会員及び名誉会員の個人並びに正会員及び名誉会員のグループとする。

第4条 本事業の研究期間は3年以内、助成金額は500万円を限度とする。

第5条 特別課題研究審査委員会（以下「委員会」という。）は、当該研究課題に関する候補者の中から、当該研究課題の助成対象となる研究者を速やかに内定し（審査期間は原則として1ヶ月以内）、理事長に報告する。

2 研究者候補の審査は、申請書類に基づき行う。

3 委員会による審査は4名以上の委員の協議により行う。

4 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第6条 理事長は、前条の委員会からの報告を業務執行理事会に諮問し、その承認を得て、研究者及び助成にあたって必要な事項等を決定する。

第7条 前条で決定した研究者（以下「研究者」という）は学会誌等で公表する。

2 研究者は研究成果についての報告書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は前項の報告書を学会ホームページ等に掲載する。

4 研究者は研究成果を本会大会及び本会学会誌等で公表しなければならない。その際には、本助成を受けた研究であることを明記する。

5 研究者は少なくとも助成を受けた後5年間は本会会員でなければならない。

第8条 本事業の対象となった研究が、何らかの事情で遂行が困難になった場合は、研究者は、速やかにその旨を研究推進事業委員会に届け出なければならない。この場合、本会は研究助成期間の延長や中止、助成金の返還請求を行うなどの措置をとることがある。

第9条 本事業をめぐる当事者の権利義務関係（具体的助成金額、著作権、その他の義務等）については、本運用内規に定めるほか、個別に取り交わす契約書の定めるところによる。

第10条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は2009年 4月 11日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2012年 4月 15日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2016年 3月 27日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2019年 3月 21日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2022年 10月 23日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2025年 12月 20日より発効する。